

平成30年度 中小企業総合振興資金一覧表

平成30年4月1日現在

資金名	貸付区分/枠	融資対象	融資条件												
			資金使途 (※印は、道制度融資残高の借換に要する資金も対象)	融資金額	融資期間	融資利率(年率)		信用保証	申込方法						
						固定金利	変動金利 (融資期間が3年を超える場合に限り)								
ライフステージ対応資金	創業期	創業貸付	(1) 事業を営んでいない個人であって、1か月(6か月※)以内に新たに事業を開始するあるいは2か月(6か月※)以内に新たに会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの ※()内は、認定特定創業支援事業により支援を受けて創業する場合	事業資金	3,500万円以内	1年超10年以内 (うち据置2年以内)	3年以内 1.1%	1.1% (3年超に限る)	必須	あっせん申込み					
			(2) 中小企業者である会社であって、新たに中小企業者である会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの				5年以内 1.3%								
			(3) 事業を営んでいない個人が、個人又は会社設立により事業を開始し、開始後5年を経過しないもの又は、中小企業者である会社が新たに設立した中小企業者である会社であって、設立後5年を経過しないもの				7年以内 1.5%								
	成長・発展期	ステップアップ貸付	政策サポート	(1) 事業拡張による事業規模の拡大や情報化への取組み、設備の近代化による経営効率化や人手不足対策などを図ろうとする計画(ステップアップ計画)を推進しようとする中小企業者等	事業資金	8,000万円以内	1年超10年以内 (うち据置1年以内)	3年以内 1.3%	1.3% (3年超に限る)	任意	あっせん申込み				
				(2) 道の経済施策に基づく分野の事業に取り組む中小企業者等				5年以内 1.5%							
			観光・企業立地	(7) 道の経済施策に基づく分野の事業に取り組む中小企業者等 対象分野～「食」「国際」「環境・エネルギー」「ものづくり」「商業」及び「事業活性化(経営革新、雇用、事業承継、表彰)」	8億円以内 (うち運転資金2億円以内)	1年超10年以内 (うち据置1年以内)	3年以内 1.1%	1.1% (3年超に限る)							
				(8) 道内において観光施設の新増設や観光客の受入体制の整備を行うもの			5年以内 1.3%								
	事業再生期	経営力強化貸付	-	(9) 道内において工場、事業所等の施設の新増設を行う企業立地促進費補助金の対象業種事業者(対象業種:製造業、自然科学研究所(成長産業分野に関連する業種に限る。)、高度物流関連事業(成長産業分野に関連する業種に限る。)、データセンター、情報処理・提供サービス業、コールセンター事業、植物流工場、新エネルギー関連産業(供給業・製造業))	設備資金	8億円以内	1年超15年以内 (うち据置2年以内)	3年以内 1.1%	1.1% (3年超に限る)	必須	あっせん申込み 又は 直接申込み				
				(1) 信用保証協会の「経営力強化保証」の対象となる中小企業者等(取扱金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら経営改善計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等)				5年以内 1.0%							
	事業再生期	再生支援貸付	-	(2) 北海道中小企業再生支援協議会の支援を受け策定した再生事業計画に基づいて経営再建を図る中小企業者等	事業資金(※)	1億円以内	1年超10年以内 (うち据置2年以内)	10年以内 1.2%	1.0% (3年超に限る)	必須	(1): あっせん申込み 又は 直接申込み (2): あっせん申込み				
(2) 経営安定(倒産防止) 特別相談室を設置する商工会議所又は北海道商工会連合会の推薦を受けた中小企業者等				5年以内 1.0%											
経済環境変化対応資金	経営環境変化対応貸付	原料等高騰	(7) 最近3か月の売上高が前年同期に比べ5%以上減少している中小企業者等	事業資金(※)	5,000万円以内	1年超10年以内 (うち据置2年以内)	3年以内 1.1%	1.1% (3年超に限る)	任意	あっせん申込み					
			(4) 最近3か月の売上高が前年同期に比べ減少しており、かつ、前年度の売上高が前々年度の売上高に比べ減少している中小企業者等				5年以内 1.3%								
			(9) 前年度における純利益額又は売上高経常利益率が前々年度に比べ減少している中小企業者等				7年以内 1.5%								
			(5) 最近3か月の売上高経常利益率が前年同期に比べ減少している中小企業者等				10年以内 1.7%								
			ア 最近3か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加している中小企業者等				1億円以内				1年超10年以内 (うち据置2年以内)	5年以内 1.0%	1.0% (3年超に限る)	必須	ア: あっせん申込み 又は 直接申込み イ: あっせん申込み
			イ 最近1か月の売上原価率等が前年同月に比べ増加し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加する見込みの中小企業者等												
	認定企業	ウ 原料等価格の高騰の影響を受けている中小企業者等であって、省エネルギーに資する施設や新エネルギーを使用する施設又は環境への負荷を低減させる施設等を導入するもの	1億円以内	1年超10年以内 (うち据置2年以内)	5年以内 1.0%	1.0% (3年超に限る)	必須	ア: あっせん申込み 又は 直接申込み イ: あっせん申込み							
		ア 中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく「特定中小企業者」又は同法第2条第6項の規定に基づく「特例中小企業者」であることの市町村長の認定を受けたもの													
	災害復旧	イ 中小企業信用保険法第2条第5項の規定に準じるものとして道が特に認めた事由により影響を受けている中小企業者等	1億円以内	1年超10年以内 (うち据置2年以内)	5年以内 1.0%	1.0% (3年超に限る)	必須	あっせん申込み							
		ア 災害等の影響により中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく「特定中小企業者」又は同法第2条第6項の規定に基づく「特例中小企業者」であることの市町村長の認定を受けたもの													
防災・減災貸付	耐震改修対策	-	(1) 事業継続計画(BCP)を策定し、災害等にあらかじめ備える取組みを行う中小企業者等	事業資金	1億円以内	1年超10年以内 (うち据置1年以内)	3年以内 1.1%	1.1% (3年超に限る)	任意	あっせん申込み					
			(2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第1項に規定する「地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物(要緊急安全確認大規模建築物)」を所有する者				5年以内 1.3%								
一般経営資金	一般貸付	-	イ 地震、大火、風水害又は冷害等により被害を受けた中小企業者等であって、道が認めた地域内に事業所を有するもの	設備資金(耐震改修費用)	16億円以内	1年超20年以内 (うち据置2年以内)	7年以内 1.4%	1.0% (3年超に限る)	任意	あっせん申込み					
			(2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第1項に規定する「地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物(要緊急安全確認大規模建築物)」を所有する者				10年以内 1.6%								
一般経営資金	小規模企業貸付	小口	中小企業者等	事業資金(※)	8,000万円以内 (協同組合2億円以内)	1年超10年以内 (うち据置1年以内)	3年以内 1.5%	1.5% (3年超に限る)	任意	あっせん申込み 又は 直接申込み					
			(1) 小規模企業者(従業員20人(商業・サービス業は5人、宿泊業及び娯楽業は20人)以下の中小企業者等)				5年以内 1.7%								
一般経営資金	小規模企業貸付	小口	信用保証協会の「小口零細企業保証」の対象となる小規模企業者 (小規模企業者で、既存の信用保証協会の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)が2,000万円未満であるもの)	事業資金(※)	5,000万円以内	2,000万円以内 (既存の信用保証協会の保証付融資残高を含む)	7年以内 1.9%	1.3% (3年超に限る)	必須	あっせん申込み 又は 直接申込み					
			(2) 信用保証協会の「小口零細企業保証」の対象となる小規模企業者 (小規模企業者で、既存の信用保証協会の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)が2,000万円未満であるもの)				10年以内 1.9%								

※平成27年10月より、NPO法人が中小企業総合振興資金の対象に追加されました。ただし、創業貸付及び小規模企業貸付【小口】(医業を主たる事業とするNPO法人を除く。)は対象外となります。